

第三期 小山市工業振興基本計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

第三期 小山市工業振興基本計画策定支援業務委託

2. 目的

本業務は、現在の第二期 小山市工業振興基本計画（以下「現計画」という。）の計画期間が令和7年度をもって終了することから、令和8年度開始の第三期 小山市工業振興基本計画（以下「新計画」という。）を策定するにあたり、その支援を行い、効果的に策定作業を進めることを目的に実施する。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月10日（火）まで

4. 新計画の位置づけ

新計画は、市制100周年を迎える2054年の小山市のあるべき姿を描く「田園環境都市おやまビジョン」（以下「おやまビジョン」という）の実現に向け、市政運営の最上位計画である「小山市総合計画」に基づく部門別計画とする。

5. 新計画策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 他自治体と比較したうえで小山市の特長・特性を活かす
- (2) 現状データや事業者アンケート等の分析結果を反映させる
- (3) 現計画の検証結果を踏まえ、継続性を持って事業目的の実現を図る
- (4) 「おやまビジョン」の方針を踏まえ、現在策定中の「第9次小山市総合計画」（以下「総合計画」という）との整合を図る
- (5) 国・県の政策、社会経済情勢や民間等の動向を勘案する
- (6) 「小山市工業団地社会インフラ整備計画」等の工業振興課における計画と連動させる
- (7) 読む人に分かりやすく伝わる構成とする
- (8) 下記の特定テーマに重点を置く

特定テーマ

- 人口減少社会に対する企業の取り組みを支援する施策についての提案
- 新しい工業団地の開発に関する提案
- 既存の工業団地のインフラ等再整備に関する提案
- 「小山市本場結城紬未来継承ビジョン」に基づいた、本場結城紬を途絶えさせないための取り組みについての提案

※「おやまビジョン」の概念など、市の考え方等に関する情報については
小山市公式ホームページ（<https://www.city.oyama.tochigi.jp>）、及び
おやまアサッテ広場（<https://oyamavision.com>）を参照。

※第8次小山市総合計画も市公式ホームページに公開中であるが、策定中の「総合計画」は、策定方針や構成等の見直しが行われている点に留意。

※「総合計画」の基本構想が令和7年3月末に公開予定。

6. 業務内容

(1) 新計画に係る策定方針・進行管理の検討・提案

新計画に係る策定方針の確認および進行管理の検討・提案

(2) 検証及び現状分析作業

ア 現計画の検証

イ 事業者アンケートの実施及び分析

ウ 上記のほか、新計画策定に関する効果的な調査・分析手法の提案と実施

(3) 新計画策定支援

ア 「おやまビジョン」の実現、「総合計画」との整合性の検証、国・県・企業等における近年の動向、現計画の検証及び現状分析等を踏まえ、新計画の素案を作成

イ 新計画と各種個別計画および「おやまビジョン」との関係性を整理し、整合を図る

ウ 小山市工業振興懇話会・庁内策定委員会等の意見を踏まえ、素案の修正を行う

(4) 新計画のまとめ

ユニバーサルデザインに配慮した構成とし、サイズ、ページ数、製本方法等については受注者の提案を踏まえて協議する。

7. 業務の実施体制

受託者は業務を円滑で効果的に実施するため、業務目的を十分に理解の上、必要な経験及び能力を有する十分な数の技術者を配置すること。また、小山市担当者との連絡を密にし、常に連携がとれる窓口を設置すること。

8. 策定方針案及び業務計画書の作成

受託者は契約後速やかに小山市と打合せを行い、新計画の策定方針案及び作業スケジュール等に関する業務計画書を作成し、提出すること。

9. 打合せ及び議事録の作成

受託者は業務の遂行にあたって、小山市との打合せを綿密に行い、打合せ記録の議事録を作成するとともに、進捗状況を随時報告すること。

10. 成果品

本業務においては、主な成果品は次のとおりとするが、詳細については小山市と受託者が協議の上で決定するものとする。なお、電子データ一式についても小山市指定のファイル形式で提出すること。

(1) 策定方針案・業務計画書

(2) 現状分析を含む調査、データ収集、検証等結果報告書

(3) 新計画の素案

(4) 新計画の本案

(5) 業務報告書

(6) その他、小山市の求めにより業務上作成した資料等

11. 資料の貸与

本業務の実施にあたり必要な資料で、小山市が所有しているものについては、これを貸与する。

12. 成果品等の帰属

- (1) 受託者は、成果品の著作権を著作権法第 27 条及び 28 条の規定による権利も含めて小山市に無償譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの(以下「著作物」という。) が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は小山市に対し、当該成果品を小山市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

13. 疑義及び協議

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、小山市と受託者が協議のうえ、業務を遂行しなければならない。

14. その他

受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

15. 事務局（納品場所）

本業務の事務局及び成果品の納品場所は下記のとおりとする。

小山市 産業観光部 工業振興課

住 所：〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1（小山市役所）

電 話：0285-22-9399（直通）

メール：d-kougyo*city.oyama.tochigi.jp

（セキュリティ上、*を@と読み替えること）